（延滞金の免除）

第五十一条の十四　法第百三条の二第二十七項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　督促に係る電波利用料の額が千円未満であるとき。

二　法第百三条の二第二十七項本文の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるとき。

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

［一～五の二　略］

六　法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項及び第二十六項の規定に基づく総務大臣の権限

［削る］

［七・八　略］

2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

［一～十三　略］	［略］
十四　法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所）

［3～5　略］

［削る］

（延滞金の免除）

第五十一条の十四　法第百三条の二第四十四項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　督促に係る電波利用料の額が千円未満であるとき。

二　法第百三条の二第四十四項本文の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるとき。

（権限の委任）

第五十一条の十五　［同上］

［一～五の二　同上］

六　法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項、第三十三項、第三十四項及び第四十三項の規定に基づく総務大臣の権限

六の二　法第百三条の二第三十七項の規定に基づく総務大臣の権限

［七・八　同上］

2　［同上］

［一～十三　同上］	［同上］
十四　法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所）
十五　納付受託者に関する事項	納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地

［3～5　同上］

別表第十四号の三　（第51条の11の17関係）

電波利用料納付受託記録簿

年月日	摘要	受		払		残		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）